

少年補導に2つの機関

少年補導センター設置

少年の不良化を未然に防ぐ

少年補導を強化し、あらゆる方面より叫ばれていますが、こうした少年補導も、家庭の放任と云つてより全体の四二%と云う少年犯罪は増加する一方です。こうした少年犯罪を守るためにこのほど会津若松に二つの補導機関が誕生しました。

少年を防罪から守るために、会津若松市役所が中心に設置されました。これまで少年補導は、犯罪が起きてからのおかれており、主眼が

少年補導センターが設置されまし

た。これまで少年補導は、

犯罪が起きてからのおかれており、主眼が

保護委員協議会発足

会津中、高校

社会教育法第三十条並に市条例の定めるところにより、当市公民館に運営審議会を置き委員二十名を御委嘱し上げ公民館運営について種々御指導願つております。

申しあげることになります。

その他の方法により民主的に選出された代表者を、別紙様式により十月五日までに、市事務所を有する教育、文化、産業、労働、

申しあげることになります。

申しあげることになります。</

